

番 号	27請願第6号 (総務委員会付託)
受理年月日	平成27年11月30日
件 名	地方と政府との対話による解決と地方自治の尊重を求める意見書を提出することを求めることについて
提 出 者	三鷹市在住 田中 祥士 ほか 1人
紹介議員	野村 羊子、伊沢けい子
要 旨	
<p>〔趣旨〕</p> <p>地方自治を守り、尊重するためには、選挙で選ばれた首長の意見を尊重することが大事です。沖縄県知事と政府との辺野古新基地建設をめぐる対話は不可欠であり、政府に対して対話による辺野古新基地建設の解決を求める意見書を提出することを求めます。</p> <p>2015年10月13日、沖縄県は辺野古沖の埋立承認を取り消しました。しかし翌日、防衛省は国土交通省に対して行政不服審査請求を行い、石井国交相は27日に取り消し処分の一時的執行停止を決定しました。そして、政府は地方自治法に基づいて、国が知事のかわりに執行するための代執行手続を開始し、11月17日に政府は知事権限を奪う代執行訴訟を提起しました。</p> <p>沖縄には日本全土の0.6%の面積に在日米軍基地の74%が集中し、1945年米軍に占領されて以降、相次ぐ米軍による事件・事故に苦しんできました。そしてその象徴が市街地の真ん中にある普天間基地の存在です。政府も普天間基地の危険性を認識し、その解決策として、辺野古新基地建設を唯一の解決策としています。しかし県知事は辺野古新基地建設は、宜野湾市民から名護市民に変わっただけであり、辺野古新基地ができれば現在普天間基地に配備されている24機のオスプレイが4倍の100機配備される計画から、基地機能の強化でもあり、断じて認められないとしています。県内のたらい回しは県民の危険性除去にはならないのは明白です。</p> <p>辺野古新基地建設をめぐる沖縄県民の民意は民主主義の基本である選挙にあらわれています。辺野古新基地ができる名護市議会、名護市長、沖縄県議会、沖縄県知事、全て反対の意思表示をしています。沖縄県が反対するにもかかわらず、政府は対話の</p>	

道を閉ざし、代執行訴訟を一方的に提起するやり方は、地方分権の流れに逆行し、地方自治の破壊にもつながりかねません。

三鷹市議会におかれましては、政府に対し、地方との対話による解決と地方自治の尊重を求める意見書を、地方自治法第99条に基づいて提出していただきますように、ここに請願します。